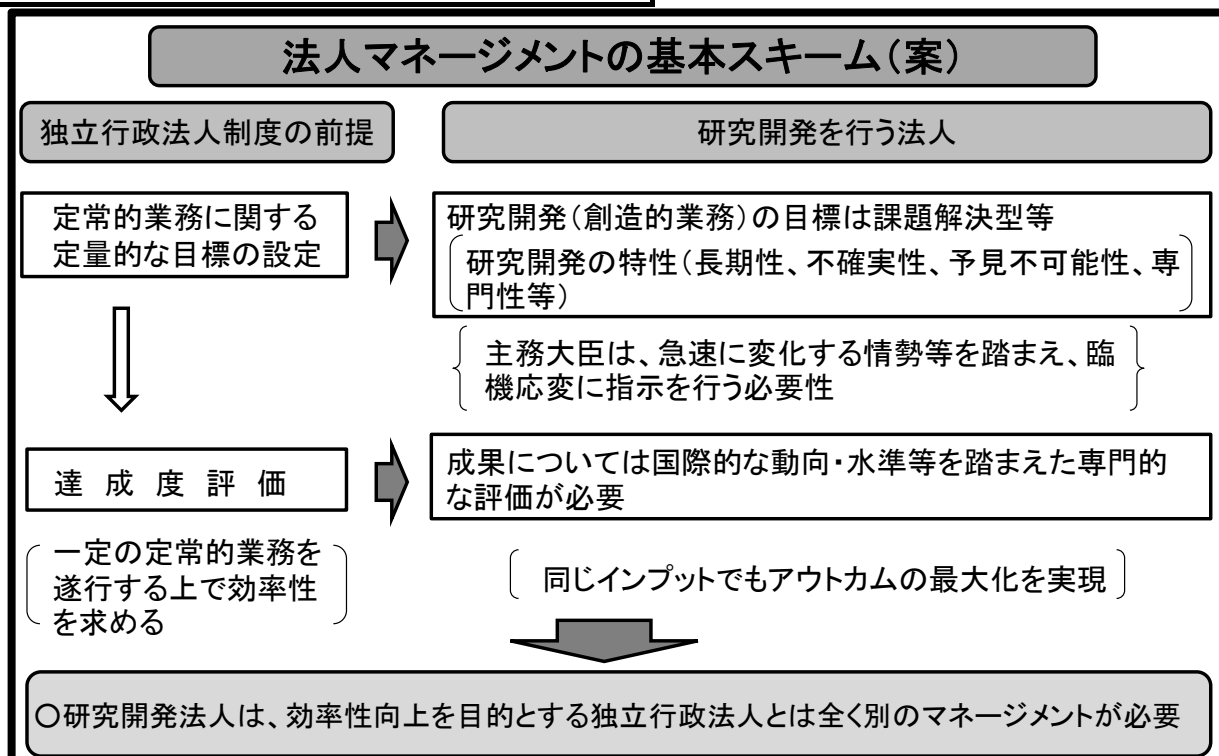


## 新たな研究開発法人制度について（骨子案）

### 1. 新たな研究開発法人制度のあるべき姿



世界で最もイノベーションに適した国を創るため、大学や企業では取り組みがたい課題を国家戦略として実施する研究開発法人の役割は極めて重要。

厳しい財政状況の下、研究開発法人には、研究者の能力を最大限引き出すことにより、投入予算に対して最大の成果を獲得することが求められる。手をこまねいては、欧米の一流研究所を超えることはなく、躍進する中国の国営研究所に一拳に追い抜かれる。

このため、成長戦略に資するゼロベースの行政改革により、研究開発成果の最大化を目的とした世界最高水準の法人運営を可能とする新たな研究開発法人制度の創設が必要。

新たな研究開発法人は、国家戦略の実施機関であり、国家戦略の徹底のため、急速に変化する研究動向等の情勢を踏まえ、主務大臣が臨機応変に必要な指示を

行うことが必要。

大学の自治の下、研究者の自由な発想と知的好奇心・探究心に基づく研究を行う大学とはマネジメントの在り方が異なる。

また、研究開発法人は、厳しい国際競争の中、世界的な成果が求められる創造的業務を担っており、主として定型的な業務を、効率的・効果的に実施することを主眼とする独法制度とは、目標設定や評価の手法、大臣の関与の在り方など、制度の根幹に関わる部分が異なり、別のマネジメントが必要。

新たな研究開発法人制度のあるべき姿は以下のとおり。なお、制度に起因しない制約については、新制度創設によって解決するとは限らないため、制度設計の段階において十分留意が必要。

### (1) 制度目的

新たな研究開発法人制度は、効率化を前提としつつも、研究開発成果の最大化を目的とし、この目的に沿った制度設計・運用を行うべき。

### (2) 法人の位置づけとミッションの明確化

新たな研究開発法人は、大学や企業では取り組みがたい研究開発を、国家戦略として実施する機関であることを明確化するとともに、各法人が担う個別のミッションを明確化。

### (3) 目標設定

研究開発の特性から、定量的な達成目標を設定することは困難な場合もあり、目標は課題解決型とする。

### (4) 評価

成果については、国際水準を踏まえるとともに、新規性や革新性を勘案した専門的評価を実施。この際、課題に対するソリューションとなっているかを確認することが重要。また、過去の活動の達成度評価を行うよりも、成果の活用の展開

方向など将来についての評価がより重要。

なお、新たな研究開発法人制度においては、研究者は、国際水準に基づく、専門的な研究評価を受け、その評価結果が処遇に反映されることとなるため、より厳しい競争環境におかれることになる。

また、法人の長のマネジメント能力を、多面的かつ厳格に評価することは特に重要。その際には、研究者の能力を如何に発揮させたかという観点の評価が含まれる。

#### (5) 国家戦略の徹底

法人の長の幅広い裁量を確保し、主体的な組織運営を可能とする一方で、急速に変化する研究動向等の情勢を踏まえ、研究開発の具体的目標の妥当性を検証することにより、主務大臣が臨機応変に必要な指示を行うなど、状況に応じた柔軟な運営を可能とすることが必要。

#### (6) 世界の頭脳の内部化

人事制度の改革、柔軟な給与設定等により、世界の頭脳を日本に集め、海外の資源を内部化。新たな研究開発法人が国際競争力の高い人材を確保することを可能とする。（給与水準を国家公務員並みとすることは求めない。）

#### (7) 迅速かつ効果的な調達

国際標準を踏まえた随意契約基準の設定など、研究開発の特性を踏まえた迅速かつ効果的な調達を可能とする。

#### (8) 研究開発の特性を踏まえた制度運用

研究開発成果の最大化という目的の下、研究開発の特性を踏まえた運用を行うことで、費用対効果を向上。

## 2. 独法制度下の問題点

世界的な研究開発成果が求められる法人が、業務の効率化を主目的とした独法制度下に置かれたため、独法原理に基づく、法令、閣議決定、制度運用などにより、以下のような問題点が発生。これらの問題点は、効率化を主目的とする法体系の中での運用改善では対応が困難であり、研究成果を最大化する目的の下で対応すべき。

- (1) 効率化を中心とする達成度評価が行われ、研究開発の成果に対する専門的評価や将来性についての評価が適切に実施されない。
- (2) 研究開発の特性にもかかわらず、他の独法と同様の制度運用が行われ、調達など多くの点で非合理的な状況、無駄が発生。
- (3) 国の業務を効率的に実施させるという独法原理から、給与水準は公務員並び、理事長の給与は次官の範囲内、運営費交付金は数値目標に基づいて効率化などとされ、海外の優秀な研究者を獲得できないばかりか、むしろ日本人研究者が国外に流出。 等

## 3. 独法制度の趣旨と研究開発の特性

- (1) 独法制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現する、という行政改革の理念を実現するため創設。業務の効率性と質の向上を図ることが目的。
- (2) 同制度のモデルは、公的部門の財政コストを下げるため、民間企業の効率化の原理を行政組織に適用した英国のエージェンシー制度。効率化の数値目標を設定し、実施過程の裁量を拡大する一方、その達成度を事後評価するもので、定型的業務の効率化を狙いとしたもの。
- (3) 一方、研究開発は、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性といった特性を有し、定量的な目標設定及びその達成度の測定（明確な客観的評価）が困難であるが、我が国においては研究開発を実施する法人についても独法制度を適

用してしまったことが問題。

- (4) 厳しい国際競争の中で世界的な成果が求められる研究開発法人については、インプット（投入資金）を如何に減らすかではなく、同じインプットでアウトプットを如何に大きくしていくかという視点が必要であり、研究開発成果の最大化を第一目的とする新たなマネジメントシステムの構築が必要。

#### **4. 新たな研究開発法人制度創設の必要性**

独法制度とは異なる新たな研究開発法人制度の創設が必要。